

平成26年度国保保険料(月額)

1 医療給付費及び後期高齢者支援金分

区分	都内在住者	都外在住者	
組合員	30歳以上	17,500円	19,500円
	25歳以上30歳未満	13,000円	15,000円
	20歳以上25歳未満	9,500円	11,500円
	20歳未満	6,000円	8,000円
家族	1人につき (後期高齢者組合員の家族も含む)	4,500円	4,900円

2 介護納付金分

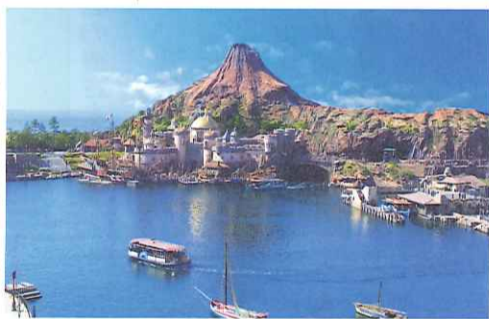
区分	介護保険第2号被保険者	都内・都外
40歳から64歳	組合員・家族とも上記1の保険料に加算	3,000円 (1人につき)

3 後期高齢者組合員(据置)

区分	後期高齢者医療制度適用組合員	都内・都外
75歳以上	後期高齢者医療制度に移行後、被保険者ではない組合員として組合員資格を継続した場合	500円

平成26年度から保健事業の内容が変わります

保健事業	平成26年度	平成25年度
人間ドッグ	組合員 20,000円 家族 20,000円	組合員 30,000円 家族 20,000円
インフルエンザ	組合員・家族 2,000円 小学校6年生以下には4,000円限度の特例あり(2回接種の場合)	組合員・家族 3,000円 小学校6年生以下には4,000円限度の特例あり(2回接種の場合)
旅館・保養所等の宿泊助成	組合員 5,000円 家族 3,000円	組合員 5,000円 家族 3,000円
東京ディズニーリゾートの利用助成	組合員・家族 2,000円	組合員・家族 2,000円
健康家庭表彰	1年間無受診世帯に10,000円相当記念品 (3年間無受診世帯の表彰の廃止)	1年間無受診世帯に10,000円相当記念品 3年間無受診世帯に20,000円相当記念品
医療費通知	年2回実施(8月・12月送付)	年2回実施(8月・12月送付)
ジェネリック医薬品差額通知	年3回実施(8月・10月・12月送付)	年3回実施(8月・10月・12月送付)
育児誌の配付	1年目 毎月 2年目 3ヶ月毎	1年目 毎月 2年目 3ヶ月毎



平成26年度も国保加入者に東京ディズニーリゾート特別利用券を差し上げます。
「特別利用券」に同封の「マジックキングダムクラブメンバーシップカード」を併用することでさらに割引!他にも割引特典があります!

保険料8年ぶり値上げ



建設職能国保組合は2月27日、第45回通常組合会(小山孝司議長)を開催し、平成26年度事業計画・予算案等を審議し、保険給付や保健事業の見直し、8年ぶりとなる保険料の改定などいづれも原案通り可決承認した。

渡辺理事長は冒頭、いさつなかで「諸経費、人件費のカットなどできる限り無駄を省いたうえで改定をお願いせざるを得ない厳しい状況にある」とし、保険料の値上げに理解を求めた。

保険料は組合員で1000円から2300円増、家族2000円増、介護分保険料1000円増と大幅な値上げで、保険料全体では前年度予算比で7400万円増える一方、積立金の取り崩しによる繰入金は、前年度より8千万円少ない5千万円、繰越金や国庫補助金の減などを合わせた予算総額は、前年より7600万円少ない約26億5千万円となった。

歳出では、葬祭費は組合員10万円を7万円に、家族7万円を5万円に引き下げたが、後期高齢者支援金、介護



渡辺理事長

第45回通常組合会
平成26年度
事業計画・予算承認

国保だより

建設職能会館内
国保組合事務局
TEL 03-3260-6441
FAX 03-3260-7534
http://kenshoku-kokuh.or.jp/

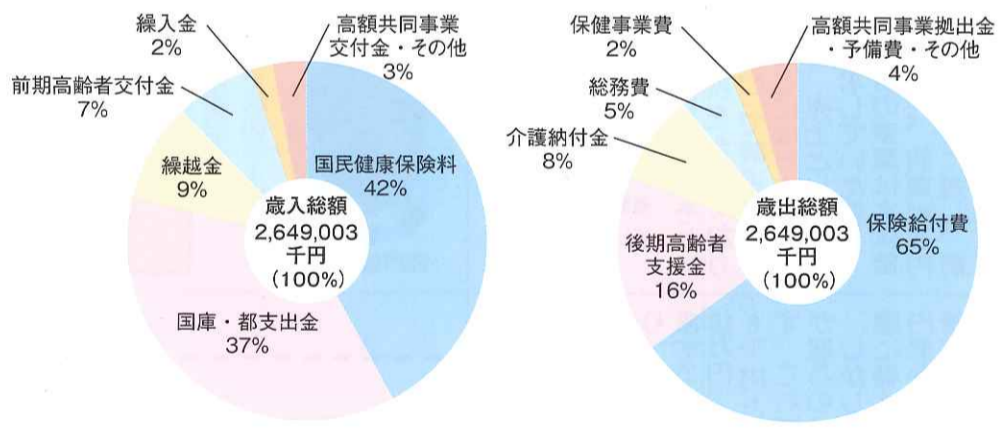
◆国保組合加入者数

組合員	3,630人
家族	4,927人
後期高齢者組合員	192人
計	8,749人

(3月末現在)

補助金の削減や拠出金の増加などで悪化してきた財政を医療費の節減努力や、積立金3億円の取崩しなどで凌いできたもののこれらも限界が迫ってきた中で諸経費を徹底的に切り詰め、葬祭費や保健事業を縮小したうえで、なお保険料の値上げをお願いせざるを得ませんでした。組合員の共有財産である国保組合を守るために、健康管理に日ごろから関心を払っていただくなど皆様のご協力が欠かせません。

今後も健全運営に努めてまいりますのでご理解をお願いいたします。



所得調査が実施されます

平成26年度は5年に1度実施される所得調査の年に当たります

厚生労働省は、国保組合に加入する被保険者の所得を調査することにより各国保組合の財政力を把握し、今後の国保組合に対する国庫補助金の見直しのための調査を実施するとしています。

調査は一定の率により抽出された組合員とその家族の方を対象に平成26年度に納付する「特別区民税・市町村民税(住民税)の課税標準額」を確認させていただくこととなります。調査対象となられた皆様には、次の書類を提出していただくこととなります。この調査は、当組合に対する国庫補助額を決定する極めて重要な調査ですので、調査対象となられた皆様には調査の趣旨をご理解のうえご協力くださいますようお願いいたします。

- ・「平成26年度都(県)民税区(市町村)民税の納税通知書(写)」
- ・「平成26年度住民税課(非課)税証明書(原本)」

平成20年度以降、特例措置により1割とされている70歳から74歳までの方(現役並所得者の方を除く)の一部負担割合が、平成26年4月より変更になりました。平成26年4月以降に新たに70歳になる方(昭和19年4月2日以降生まれの方は、誕生日の翌月(1日)生まれの方はその月)から順次2割に引き上げられます。(例えば、平成26年4月2日〜5月1日に70歳になります。)

なお、自己負担には毎月の上限額が定められていますが、70歳から2割負担となる方は、69歳までと比べて上限が下がります。現役並所得者の方の自己負担割合は3割のまま変更ありません。

70歳〜74歳の方の医療費自己負担額が変わりました

オレンジの封筒が届いたら...それは特定健診の受診券です 特定健診を受診しましょう!!

現在医療保険者には法律によりメタボリックシンドロームの該当者または予備軍を見つけたし、予防するために「特定健診・特定保健指導」を実施することが義務づけられています。

5月より対象の方(40歳から74歳)に特定健診受診券をお送りしています。特定健診の基本項目と追加詳細項目は、自己負担金はかかりません。

「特定健診のご案内」を必ずお読みになり、お住まいの地区の「医療機関名簿」を参考に受診する医療機関を決めて下さい。受診の結果メタボリックシンドロームまたはその予備群と判定された方は、数カ月後に「特定保健指導のご案内」とその「利用券」をお送りします。

【注意事項】有効期限は平成27年1月31日までです。人間ドック等の健康診断を受け助成金を申請する方、または申請した方は受けられません。事業所で事業所健診を受ける場合はそちらを優先して下さい。その場合、健診結果の提供にご協力をお願いします。

